

善通寺市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

平成28年11月10日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度財政援助団体（各地区環境推進連合会）監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体（各地区環境推進連合会）監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成27年度補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

- (1) 団体名 善通寺市中央地区、東部地区、西部地区、南部地区、竜川地区、与北地区、筆岡地区
及び吉原地区環境推進連合会
- (2) 所管課 市民生活部環境課

第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査の方法

市各地区環境推進連合会への平成27年度及び平成28年4月1日から8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第3 監査の実施日

平成28年10月17日

第4 監査対象団体への補助金・交付金と決算概要

(1) 補助金・交付金

① 補助金・交付金

(単位：円)

団体名	補助金	交付金
中央地区環境推進連合会	282,219	12,900
東部地区環境推進連合会	423,844	21,900
西部地区環境推進連合会	267,748	13,500
南部地区環境推進連合会	425,994	20,100
竜川地区環境推進連合会	413,763	18,000
与北地区環境推進連合会	199,980	7,800
筆岡地区環境推進連合会	317,329	11,700
吉原地区環境推進連合会	252,675	14,400

注) 市連合会経由の金額も含む。

② 環境・コミュニティ推進事業交付金

(単位：円)

団体名	補助金	交付金
中央地区環境推進連合会		2,491,000
東部地区環境推進連合会		2,715,000
西部地区環境推進連合会		1,730,000
南部地区環境推進連合会		2,300,000
竜川地区環境推進連合会		1,842,000
与北地区環境推進連合会		1,603,000
筆岡地区環境推進連合会		2,398,000
吉原地区環境推進連合会		1,953,000

(2) 決算概要

一般会計

収入

(単位：円)

	決算額	主な内訳		
		前年度繰越金	補助金	資源ごみ繰入金
中央地区環境推進連合会	800,966	71,466	282,219	434,381
東部地区環境推進連合会	864,863	305,963	423,844	0
西部地区環境推進連合会	730,947	263,175	267,748	200,000
南部地区環境推進連合会	1,328,322	346,224	425,994	478,000
竜川地区環境推進連合会	2,233,793	192,629	413,763	1,050,000
与北地区環境推進連合会	278,715	60,926	199,980	0
筆岡地区環境推進連合会	735,004	217,626	317,329	200,000
吉原地区環境推進連合会	838,336	104,152	252,675	250,000

支出

(単位：円・%)

	決算額	主な内訳		
		次年度繰越金	地域育成補助金	比率
中央地区環境推進連合会	800,966	22,430	529,500	66.1
東部地区環境推進連合会	864,863	246,532	242,700	28.1
西部地区環境推進連合会	730,947	246,117	129,100	17.7
南部地区環境推進連合会	1,328,322	356,657	236,900	17.8
竜川地区環境推進連合会	2,233,793	169,138	286,200	12.8
与北地区環境推進連合会	278,715	70,693	87,000	31.2
筆岡地区環境推進連合会	735,004	217,124	177,920	24.2
吉原地区環境推進連合会	838,336	162,114	144,000	17.2

注1) 比率＝地域育成補助金÷決算額

注2) 比率の小さい地区は、地域提案型補助金、資源ごみ等集積場整備補助金を申請したこと等による。

環境・コミュニティ推進事業交付金会計

収入

(単位：円)

	決算額	主な内訳		
		前年度繰越金	資源ごみ交付金	積立金
中央地区環境推進連合会	4,374,573	1,588,213	2,491,000	0
東部地区環境推進連合会	3,213,698	498,533	2,715,000	532,067
西部地区環境推進連合会	2,055,992	312,276	1,730,000	0
南部地区環境推進連合会	3,007,222	707,149	2,300,000	0
竜川地区地域振興協議会	8,176,852	5,276,150	1,842,000	1,057,948
与北地区環境推進連合会	1,605,016	1,855	1,603,000	0
筆岡地区環境推進連合会	5,067,609	2,669,198	2,398,000	0
吉原地区環境推進連合会	2,374,838	421,668	1,953,000	0

支出

(単位：円・%)

	決算額	主な内訳		
		次年度繰越金	自治会配分金	配分金の比率
中央地区環境推進連合会	4,374,573	2,119,073	1,441,000	32.9
東部地区環境推進連合会	3,213,698	356,698	2,307,000	71.8
西部地区環境推進連合会	2,055,992	631,992	1,224,000	59.5
南部地区環境推進連合会	3,007,222	401,618	1,234,600	41.1
竜川地区地域振興協議会	8,176,852	4,925,971	858,600	10.5
与北地区環境推進連合会	1,605,016	16	1,605,000	99.9
筆岡地区環境推進連合会	5,067,609	2,778,576	2,008,000	39.6
吉原地区環境推進連合会	2,374,838	530,838	1,594,000	67.1

注) 配分金の比率=自治会配分金÷決算額

第5 監査の結果

個別指摘事項

(各地区環境推進連合会)

① 補助金の支出科目について

一部の地区環境推進連合会の一般会計収支報告書の「支出の部」の科目において、市からの補助金を交付金としている。次年度からは、訂正されて記載されたい。

② 環境・コミュニティ推進事業交付金について

この交付金については、一部の地区環境推進連合会の一般会計収支報告書の「収入の部」の科目に、補助金として記載しているため、次年度からは、訂正されたい。

③ 上記交付金の繰越金について

一部の地区環境推進連合会の環境・コミュニティ推進事業交付金において、200万円を超える繰越金が見られた。これらは、地区の総意のもとに計画的に減少するか、又は、目的を明確にした積立金として処理されたい。